**届書作成要領**

**１．道路敷占用に伴う一時使用届出書**

民地での作業であっても、歩道や車道(国道敷内)を規制して作業を行う場合、届出が必要である。(１部提出)

**２．道路占用届書**(物件保守作業、緊急工事、占用物件の軽易な変更、試掘)

占用物件を以下のとおりの作業を行う場合。(１部提出)

***○物件保守作業***

　　　　　保守のための工事であっても、道路上での交通規制が伴う場合にあっては、許可を得ず行う違法な行為と区別がつかないため、パトロール時に混乱を招く可能性がある。

　　　　　したがって、占用物件の管理者から工事内容の届出が必要である。

　　　　　　１）点検(計測等を含む)

　　　　　　２）保守(清掃)

　　　　　　３）バルブ開閉　　　等

　　***○占用物件の軽易な変更***

　　　　　占用台帳に記載する占用物件の目的、期間、場所、構造、工事の方法、工事の時期、道路の復旧方法を変更しようとする場合、その内容が道路法施行令第８条に規定する道路の構造または交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なものに該当すれば、許可は不要である。

　　　　　ただし、変更許可が不要な行為であることを確認するため、占用許可条件に基づき占用物件の管理者から工事内容の届出が必要である。

　　　　　　１）電線、支線の張り替え

　　　　　　２）変圧器の補修、交換

　　　　　　３）敷設済管路内での入線、増線、入替、補修

　　　　　　４）マンホールの嵩高調整、蓋の取替、擦付直し

　　　　　　５）電柱の建替(規格が変わっても可)　　　等

　　***○緊急工事***

　　　　　漏水、故障等に伴い緊急に管、継手等の取り替えを必要とする場合。掘削を伴うこと、管種・構造の変更を伴う例が多いことから道路法第３２条の許可が必要である。

　　　　　しかしながら、突発事故のため緊急に対処しなければならない状況において、標準処理期間が２～３週間要する許可後でないと工事ができないとするのは適切ではない。

　　　　　したがって、緊急の度合いによっては、上記に準じて工事内容の届出(場合により口頭でも可)により先行的に工事の着手を認めるものである。

　　　　　なお、道路法第３２条の許可については事後により速やかに申請を行う必要がある。

ただし、この場合においても、占用物件の軽易な変更に該当するもの(例えば、台風により電線が切断された場合の当該電線の張り替え)は事後の占用許可申請を要しない。

　　　　　　１）ガスの漏洩修理工事

　　　　　　２）水道、下水道の漏洩修理工事

　　　　　　３）電気、電話等の故障修理工事

　　　　　　４）民地内における漏洩、漏水、故障等で歩道の掘削を必要とする工事　　　等

　　***○試掘***

　　　　　新たな占用物件の設置にあたっては、既設占用物件の位置を確認のうえ、必要な離隔をとる必要があり、事前に重要と考えられるポイントの試掘を行って、関係者間での協議を行い、占用許可申請添付図書に反映される事例が多い。

　　　　　概略位置で占用許可申請させ、準備工事中の中で試掘を認めたうえで、変更許可申請で対応する方法もあるが、審査するうえでの重要なポイントなしに許可することは管理上問題である。

　　　　　しかし、許可等を得ず行う違法な行為との区別がつくことは必要である。

　　　　　したがって、占用許可申請以前に行う必要が認められる試掘については届出により着手を認めるものである。

**３．道路占用届書**(廃止、一般承継、名称変更、住所変更)

　　占用物件に以下のような変更等を行う場合。(１部提出)

***○廃止、一般承継、名称変更、住所変更***

占用許可を受けた者の住所、氏名等の変更があった場合や工事を伴わない廃止があった場合は、占用許可の対象ではないが、債権管理上必要であることから、許可条件により届出が必要である。

|  |
| --- |
| **【添付書類】**1.位置図　2.平面図　3.施工図　4.復旧図(必要に応じ)　 5.規制図6.緊急連絡体制図　（7.写真） |